

令和7年富良野市教育委員会第11回定例会

開催年月日	令和7年11月月25日（月） 午後16時00分開会
開催場所	富良野複合庁舎 2F 教育長室
出席委員	教育長 近内栄一 委員 宮本鎮栄 委員 津山正樹 委員 木村譲
欠席委員	委員 渡邊啓子
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 佐藤保 生涯学習センター所長 澤田健 教育支援課主幹（指導主事） 富岡尚平 こども未来課主幹（こども計画担当）猪股俊弘 教育支援課管理係長 小林悟司
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について 議案第2号 富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱について 議案第3号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について 報告議案第1号 条例の名称変更について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後16時00分

近内教育長

只今より令和7年第11回富良野市教育委員会定例会を開会いたします。
本日は渡邊委員より欠席の通知がありましたので報告致します。
会議録署名委員には 津山委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

佐藤部長

令和7年10月27日から令和7年11月24日までの教育長事務報告を行います。
10月27日、東中、富良野小の学校訪問をしております。
また同日に委員協議会、定例会に出席しております。
また同日に麓郷の子どもたちのこれからを考える会に出席しております
10月30日、複合庁舎にて校長会に出席しております。
同日教頭会に出席しております
同日に小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備市民説明会に出席しております
11月6日、札幌市道庁別館にて特別支援学校誘致要望を行っております
11月7日、中富良野町にて上教研南部地区教育委員研修会に出席しております。
11月10日、複合庁舎にて校長会三役会議に出席しております
11月11日、札幌市道庁別館にて北海道教員会会議に出席しております
11月13日、複合庁舎にて市P連研修大会に出席しております
11月18日、旭川上川教育局にて上川教育局長協議をしております
11月19日、複合庁舎にて教頭会・校長会に出席しております
11月20日、江別市にて北海道都市教育長会秋季定期大会に出席しております

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

『各委員より「なし」の声』

近内教育長

無ければ、次に進みます。
これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じます。これにご異議ございませんか。

『各委員より「異議なし」の声』

近内教育長

ご異議なしと認めます。
よって 只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」を説明願います。

佐藤部長

議案第1号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年6月12日に公布された、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、保育所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを育てている家庭を対象に、就労要件を問わず、月一定時間まで柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」(児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として規定)が創設され、令和7年4月から制度化、令和8年4月から給付化されるものでございます。

この制度に基づき、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の利用料を定めるため、条例で明確化するものでございます。

以下、その内容について、条を追ってご説明申し上げます。

題名は対象事業の追加に伴い、「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」の次に「等」を追加するものでございます。

第1条は趣旨として、対象事業に「乳児等通園支援事業」を追加するものでございます。

第3条は利用者負担額として新たに「乳児等通園支援事業の利用料」を別表で規定するものでございます。

第6条は延長保育料の徴収として別表番号の変更をするものでございます。

第8条は利用者負担額等の減免規定として「乳児等通園支援利用料」を減免対象に追加するものでございます。

第9条は利用者負担額等の納期として「乳児等通園支援利用料」を納期規定に追加するものでございます。

別表第2として「乳児等通園支援事業の利用料」を新設し、区分ごとの料金を設定するものでございます。

条例の施行日は、令和8年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

『各委員より「なし」の声』

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
議案第2号を議題といたします。
議案第2号「富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤部長

議案第2号 富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱についてご説明申し上げます。
本件は、社会福祉法第82条、さらに児童福祉施設最低基準第14条の3第1項及び富良野市立保育所苦情処理対策実施要綱第5条に基づき、富良野市立保育所が提供する保育サービスについて、利用者からの苦情に適切な対応を図るために社会の実情に通じ、幅広い見識と経験を有するものとして、5名を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間です。

以上、宜しくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《質疑・応答》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
議案第3号を議題といたします。
議案第3号「富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤部長

議案第3号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱についてご説明申し上げます。
本件は、富良野市子ども・子育て会議設置条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱しているところでございますが、現委員は令和7年11月30日をもちまして任期満了となることから、別紙のとおり新たに委員の委嘱を行うものでございます。

委嘱期間につきましては、令和7年12月1日から令和9年11月30日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《質疑・応答》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

報告議案第1号を議題といたします。

報告議案第1号「条例の名称変更について」を説明願います。

佐藤部長

報告議案第1号 条例の名称変更について、ご説明申し上げます。

本件は、10月27日に開会した富良野市教育委員会第10回定例会で議決した議案第1号「児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」に名称変更を行いましたので富良野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に基づき、報告いたします。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《質疑・応答》

近内教育長

無ければ、報告議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって令和7年第11回富良野市教育委員会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。礼。

閉会 午後16時30分

教育長 近内栄一
署名委員 津山正樹